

# 教育委員会定例会会議録

令和8年3月19日（木）

## 教育委員会定例会会議録

令和8年3月19日午後3時00分教育長青柳和富が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 青柳和富 委員 赤坂雅裕 委員 伊藤季美  
委員 伊藤甲之介 委員 大森美保子

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 白鳥慶記	教育推進部長 松岡智紀
教育指導担当部長 木村千裕	教育総務課長 小川剛志
教育施設課長 有本昌人	学務課長 中原健一郎
教職員担当課長 間井雄三	学校教育指導課長 新居博志
青少年課長 鈴木俊也	社会教育課長 仲手川武
教育センター所長 松永昭治	図書館長 高木直昭
小和田公民館担当課長兼館長 浅井志子	鶴嶺公民館担当課長兼館長 荒名穂子
松林公民館担当課長兼館長 西山昭一	南湖公民館担当課長兼館長 星谷尚央
香川公民館担当課長兼館長 松下晃久	博物館担当課長兼館長 須藤 格

3 会議出席社会教育委員は、次のとおり。

委員 吉原弘子 委員 加藤盛朗 委員 沼上純子  
委員 山本珠美

4 会議の議事は、次のとおり。

午後3時00分開会

○教育長 会議の開会前に皆様にお知らせいたします。

本日の定例会につきましては、議案が 12 件ございます。

資料、議事日程につきましては事前に配付しておりますので、ご確認ください。

それでは、ただいまから 3 月定例会を開催いたします。

日程第 1、教委議案第 14 号、茅ヶ崎市教育基本計画令和 8 年度改訂版についてを議題といたします。担当事務局、順次説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 日程第 1、教委議案第 14 号、茅ヶ崎市教育基本計画令和 8 年度改定版について、教育総務課長よりご説明させていただきます。議案書 1 ページ及び別冊資料 1 と 2、あわせて本日机上配布いたしました当日資料をご覧ください。

本案は、資料 1 茅ヶ崎市教育基本計画令和 8 年度改定版案を、茅ヶ崎市教育基本計画の中間見直しを踏まえた令和 8 年度改定版として決定するため提案したものでございます。

まず初めに、大変申し訳ございませんが、計画改定版の修正についてご説明をさせていただきます。本日、机上配付させていただきました当日資料をご覧ください。今回修正させていただきます点は 1 点となります。

今回、計画改定版の策定について議案をお諮りするにあたり、事務局で計画改定版の最終的な見直し作業を進めていた中で、35 ページの指標の 1 つ目として、教職員の時間外在校等時間の割合について、本市の教職員の働き方改革の指針である神奈川県教育委員会と連携した茅ヶ崎市立学校の教職員の働き方改革指針及び本日別議案となっております茅ヶ崎市立学校の教員の業務量管理・健康確保措置実施計画と指標をすべて揃えることとし、年 360 時間超の割合についても、追記いたしました。修正点は以上です。

令和 6 年度から進めてきた中間見直し及び改定作業ですが、教育基本計画審議会での審議や、本市の児童・生徒をはじめとする市民の皆様のご意見等を受け、本改定版（案）として結実いたしました。

改定版（案）の内容につきましては、令和 7 年 10 月の定例会で茅ヶ崎市教育基本計画審議会からの答申についてとして報告させていただき、11 月の定例会で茅ヶ崎市教育基本計画 令和

8年度改定版の素案についてとパブリックコメント実施についての議案を議決いただきました。

その後、令和7年12月19日から令和8年1月27日までパブリックコメントを実施いたしました。

実施結果については、2月の総合教育会議でも説明させていただきましたが、資料2のとおり、4人の方から16件のご意見をいただきました。

今回いただきましたご意見、要望は、パブリックコメント手続に関する意見、要望、その他意見を除き、今後、計画を推進し、計画が示す方向性を、活動や事業を通して具現化していくうえで、貴重なご意見として参考とさせていただきます。

そして、2月の総合教育会議では、計画改定版についてを議題とし、主にパブリックコメントの実施結果と市の考え方について、協議・調整を行い、会議の中で、改めて令和8年度からの次期教育大綱と教育基本計画を一本化し、茅ヶ崎市教育基本計画 令和8年度改定版に位置付けることの確認と、パブリックコメントに対する市の考え方について承認をいただいたところです。

茅ヶ崎市教育基本計画 令和8年度改定版についての説明は以上です。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

特にご意見等がなければ、日程第1、教委議案第14号、茅ヶ崎市教育基本計画令和8年度改定版については原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案のとおり決めます。

次に日程第2、事務報告、定期監査の結果についてを議題といたします。担当事務局説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 日程第2、事務報告、定期監査の結果について、教育総務課長よりご説明いたします。議案書は2ページから6ページとなります。

本件は地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、茅ヶ崎市監査委員より、定期監査を受けた結果について報告があったものでございます。

内容につきましては5ページ項番7、監査の結果に記載の通り、一部指摘事項がございましたが、概ね適正に行われているとの報告を受けております。

説明は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

伊藤甲之助委員。

○伊藤甲之介委員 監査の結果ですけれども、今ご説明があったようにですね、概ね良い成績だということです。これは児童、児童生徒、そして保護者教員の皆さんですね、安心と安全にですね資するものだというふうに思います。このための努力っていうのは並々ならないものがあつたんじゃないかというふうに思います。だから関係者の皆様のご努力にですね、感謝したいというふうに思うところです。以上です。

○教育長 他にございますでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第2事務報告を終了いたします。

次に日程第3、教委議案第15号、茅ヶ崎市立学校の教員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定についてを議題といたします。担当事務局説明をお願いいたします。

教職員担当課長。

○教職員担当課長 日程第3 教委議案第15号 茅ヶ崎市立学校の教員の業務量管理・健康確保措置実施計画についてご説明申し上げます。議案書は7ページから15ページとなります。

議案書10ページをご覧ください。

この計画は令和7年6月に改正された給与等に関する特別措置法に基づき策定するものです。計画内容については、国や神奈川県などの動向を踏まえながら、原則として年度ごとに見直しを図り、必要に応じて追加修正するものとしています。

計画の要旨についてご説明いたします。2目標については、長時間勤務の是正と教員のwellbeingの向上を2つの柱としており、これは神奈川県教育委員会の計画及び、令和7年5月に策定した本市の働き方改革指針において定めたものと同じ目標としております。

3、計画の期間については、令和8年度から11年度までの期間としており、これは特別措置法に位置付けられた期間となっております。

11ページをご覧ください。4、実施する業務量管理、健康確保措置の内容については、国が示す学校または教師の業務の3分類を踏まえ、本市の実情に応じて優先的に見直す業務や適正化を図るべき業務を整理しています。なお、星印は指針に記載がある取り組みとなっております。具体的な業務の1例としては、①、②小学校の給食費の公会計の継続的な実施や、12ページの③学校のプールの管理において、小学校水泳事業の民間への委託のさらなる推進を図ることなどを位置付けております。また、⑤部活動では令和8年度からの取り組みを予定しております。課業期間中における始業前の朝練を廃止すること及び湘南地区内における教員による会場と学校間の引率の原則廃止。また、令和8年夏季休業期間より、市内での会場までの移動において自転車利用を可とすることを位置付けております。

13ページをご覧ください。(2)学校における措置の推進において、取り組みの実効性を高めるための工夫点などを記載しており、星の3つ目では、学校管理職の働き方改革への意識をより高めるとともに、教員も自分ごととして働き方改革の視点を持ち、改善策を講じるものとしております。

続いて(3)教育職員の健康及び福祉の各確保に関する取り組みでは、教員の健康管理の取り組みを記載しております。

14ページをご覧ください。関連する取り組み、今後のフォローアップについて、特別措置法において位置付けられました総合教育会議における報告を記載しております。

令和8年度においては、本計画を策定したことを報告する予定であります。また最後に、特に若手教員が働きやすい環境となるよう、ワーキングチームやアンケートの実施などにより積極的に意見を聞く機会を設け、働き方改革の取り組みにつなげるものとしており、令和8年度以降においても重点的に取り組んで参ります。

学校や市議会市民に対する周知については来週以降行う予定となっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第3 教委議案第15号 茅ヶ崎市立学校の教員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定については、原案の通り決定することでいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは原案の通り決めます。

次に、日程第4、教委議案第16号、茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画の別綴資料の追加についてを議題といたします。担当事務局説明をお願いいたします。

教育施設課長。

○教育施設課長 日程第4、教委議案第16号、茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画の別綴資料の追加についてにつきまして教育施設課長よりご説明いたします。

議案書は16ページから18ページになります。

本案は、令和6年3月に策定した茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画、第6章再整備計画表6-1のスケジュールで令和8年度から14年度までの後期7年で茅ヶ崎市総合計画、実施計画策定時に検討と記載していた予防保全維持改修等の対象施設を選定し、後期7年計画として追加するものでございます。

設備整備の内容といたしましては、屋上防水やトイレ改修、グラウンド改修、教室改修、給排水設備改修、空調設備改修、照明設備改修、特別支援学級の整備、給食場の改修などがございます。説明は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

赤坂委員。

○赤坂委員 質問です。18ページの後期スケジュールの中で、下の方にトイレ改修、屋内運動場、各小学校等ありますが、ちょっとこれだけではわかりにくいのももう少し具体的に計画を教えていただけませんか。

○教育長 教育施設課長。

○教育施設課長 はい。トイレ改修、屋内運動場、各小学校という項目がございます。こちらにつきましては、まだ実施計画では採択はされていませんが、緊急防災減災事業債というのが令和8年度から12年度までの5年間、国の方でそういう施策をしております、その施策に

合わせてですね、来年度に実施計画に上げまして、翌9年度から3年間かけて全小学校の屋内運動場を洋便器化とする計画でございます。

中学校につきましては、全中学校に洋便器が終わっております。以上です。

○教育長 他にございますでしょうか。

特にご意見等がなければ、日程第4協議議案第16号、茅ヶ崎市学校施設再整備基本計画の別紙資料の追加については原案の通り決定することでいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは原案の通り決めます。

次に、日程第5、教委議案第17号、市立小・中学校施設等の工事等の執行についてを議題といたします。担当事務局説明をお願いいたします。

教育施設課長。

○教育施設課長 日程第5、教委議案第17号、市立小・中学校施設等の工事等の執行につきまして教育施設課長よりご説明いたします。議案書は19ページから20ページになります。

本案は茅ヶ崎市教育委員会事務規則に基づき、予定価格が1件当たり3000万円以上の工事等の執行について申し出るものでございます。

議案書の20ページ、市立小中学校施設等の工事等の執行内容一覧表をご覧ください。

左側に、工事名等が書いてあります。右側の方に対象校が記載してあります。

まずですね鶴嶺小学校他9校屋内運動場照明設備改修工事でございます。予算額は1億3580万9000円となります。小学校10校の屋内運動場の照明をLED化するものです。この工事を完了しますと、全小中学校の屋内運動場の照明はLED照明となります。

続きまして、松林小学校他2校、屋上防水工事でございます。予算額は1億2548万円となります。3校の校舎屋上防水工事を行うものです。

続きまして、浜須賀中学校北棟トイレ改修工事及び南棟大規模改修電気設備工事でございます。予算額は2億865万2000円となります。老朽化が進む学校校舎の教育環境の向上と建物の長寿命化を目的に、教室改修やトイレの洋便器化など、大規模改修を行うものです。

続きまして、鶴嶺小学校他1校特別支援学級設置工事でございます。予算額は4517万3000

円となります。特別支援学級を2校に設置するため、教室改修を行うものです。

以上、計4件の教育施設の工事について申し出るものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第5、教委議案第17号、市立小・中学校施設等の工事等の執行については、原案の通り、市長に申し出ることでいかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは原案の通り決めます。

次に、日程第6、教委案第18号、地域学校協働活動の推進についての答申についてを議題といたします。担当事務局説明をお願いいたします。

社会教育課長。

○社会教育課長 日程第6、教委議案第18号、地域学校協働活動の推進についての答申についてにつきまして、社会教育課長よりご説明申し上げます。議案書は21ページから42ページになります。

本件は、令和6年10月21日付茅社第712号により諮問いたしました地域学校協働活動の推進についてにつきまして、茅ヶ崎市社会教育委員の会議において調査研究を重ねていただき、このたび答申として取りまとめたものでございます。本日は本会議の吉原議長より教育長へ答申を提出させていただきます。よろしくお願いいたします。

○吉原議長 答申を提出する前に、本日の会議にお時間をいただきました事に、お礼を申し上げます。それでは、答申をお渡しいたします。

茅ヶ崎市教育委員会 教育長 青柳和富 様

「地域学校協働活動の推進についての答申について」

令和6年10月21日付けで諮問のありました「地域学校協働活動の推進について」につきまして、当会議での調査研究の結果をまとめ、本日ここに答申いたします。本答申では、子どもたちの学びと成長を支える「学校を核とした地域づくり」を推進するため、「地域学校協働活動推進員」の配置を最優先に進めるべきであるとの結論に至りました。制度の導入にあつ

ては、教職員の負担軽減に配慮しつつ、まずは希望する学校等からの段階的な実施により、持続可能な協力体制を構築することが重要であると考えております。本答申が、本市の教育環境のさらなる充実につながることを期待し、提出させていただきます。

令和8年3月19日

茅ヶ崎市社会教育委員の会議 議長 吉原弘子

○教育長 ただいま議案に関する説明及び答申がありました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

赤坂委員。

○赤坂委員 それでは答申を読ませていただいて感じたことを述べます。今吉原議長のご発言にもありましたが、22 ページに書いてある、全校一斉ではなく、まずは希望する学校及び地域から段階的に導入し、事例を蓄積、共有しながら拡大していくというこの方針姿勢が素晴らしいなということを感じました。それぞれの現場の状況をですね、大切に考えられていて、そしてそれぞれの現場に寄り添ってですね、この制度を推進しようとしている。これはもう実に素晴らしいということを感じました。以上です。

○教育長 他にございますか。

伊藤甲之介委員。

○伊藤甲之介委員 とてもご丁寧な調査をされたことについてですね、素晴らしいことだなというふうに思うところです。それで、読ませていただいたのですけれども、地域学校協働活動の推進ということについて、どのようなあり方が望ましいと思われてるのかということについて、もう少し、具体的にこう話をしていただければというふうに思うところですが、いかがでしょうか。

○教育長 お答えいただけますでしょうか。

○山本社会教育委員 社会教育委員の1人であり山本珠美と申します。この度は本当にお時間取っていただきましてありがとうございます。地域学校協働活動数の推進というのは、今国全体で推進していこうとしているべきものでございまして、今回この答申に書かせていただきましたように地域学校協働活動推進員というのは、社会教育法の第九条の7で、すでに法律

の中でもこういう職を置くことができるというふうに決まっていることなわけですね。

現状、茅ヶ崎市の小中学校において地域と共同して学校と地域が協働して活動しているのは、すでに現実にあるわけで、新しいことをというよりは、今やっていることを、すでに先ほどもご質問、感想の中にもありましたけれども、すでに現状かなり進んでいる学校と、そうでもない中で、今進んでるところについてはそれを持続可能に今後していくためにも、学校と地域とを繋いでいくその地域学校協働活動推進員というものを置いて、なお一層進めていく。

先生方というのは異動もありますし、先生方も大変お忙しいということもありますので、その地域と学校をつなぐ専門の人を置くということがすごく重要ということは全国的に進んでいるところでも、すごく強く言われているところであります。

ですので、今やっているところはそういう人を配置して今後も継続して進めていくっていうことが大切だと思いますし、まだちょっと他のところに比べると遅れてるなっていうところであれば、その推進を置くことによって、それがブレイクスルーとなって進んでいくと、そういうようなイメージを考えております。以上です。

○教育長 山本委員さんありがとうございました。

他にご質問等ございますでしょうか。

大森委員。

○大森委員 ただいまご説明いただきましてありがとうございました、とてもわかりやすく、別な観点で今感想を持ちました。この書面を読ませていただいた感想を簡単に言わせていただきますと、長年に渡って時間をかけて調査をして、活動委員の皆様がですね、地域と学校が手を携えて児童生徒さんたちの健やかな成長を、ともにしていましょよというような文章として受け取ることができました。

ただ1つ付け加えさせていただきますと、結びにありますけれども、この制度が重荷にならないようにというところはとても要ではないかなと思います。ですから、これを中心にぜひ活動を進めていただければと思います。ありがとうございます。

○教育長 他にごございますでしょうか。

伊藤季美委員。

○伊藤季美委員 コミュニティスクールが今年度全校に設置されたことによって、これからそのまとめ役を担う地域学校協働活動推進員の活動が期待されると思うんですけども、いただいた資料を見ますと、まだ学校も地域も推進員のことを理解されてないところがよくわかりましたので、学校も地域も理解していくことが大事だと思うんですけども、そのためにどうやって進めていくのが大事かなっていうそのお考えを教えてくださいたいと思います。周知に向けてどのように、その活動を進めていくということについて、お考えがございましたらお願いいたします。

○吉原社会教育委員 答えになるかどうかわかりませんが、やはり推進員さんになられた方の研修とかそういうものも含めて、やっぱりいきなりそれをしていただくのではなく、そういう組織そのものがどういうものかっていうのをきちんと理解をしていただいた上で進めていただくのがやっぱりいいんじゃないかということで、そのようなことも書かせていただいておりますのでぜひ、各学校でね、やっていただき、今大森委員さんもおっしゃったように私たちがね、学校が今はそうでなくても大変忙しい中でまたそういうものが、おりてくるのか大変じゃないかというふうに思われている学校もあろうかと思うんですけど、それはもう置いて、まずはやっぱり子供たちがどうやって学校の中で元気に笑顔で過ごせて、先生たちも、子供と一緒に過ごしているのが楽しい学校生活が送れるのではないかということで、やっぱりその推進員さんを置いていただくことによって、色々な空気が入ったりそれから意見が入りますので、それを皆さんでまとめていただいて、できるだけいい形で、各地区ありますけど、地域差の中で特色を出して、皆さんで検討していただければとてもありがたいなと思っています。

一旦決めたものが、ずっと続くわけじゃなくて戻ってもいいと思うのですよ。そういう形でね、市の中の校長会ですとか教頭会の中でいろんな情報交換をしていただいて、子供たちにとって何が一番いいのか考えていただければ、もちろん当然さっき申し上げたように、推進員さんにも、ただ推進員になったから意見を言えばいいのだよじゃなく、自分たちも研修をしていただいて、その地域に何が一番いいのかを一緒に学びながら進めていただければありがたいなと思っています。よろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。

では私の方から1つ感想です。まず先ほども申し上げましたが、1年半あまりにわたる調査研究そして自主的に組織された起草委員会での会合も開催していただいたの答申作成に頭が下がる思いでございます。

よりよい地域学校教育協働活動を行うために、前提条件である学校の多忙化への懸念というところをアンケートから非常に丁寧に読み取っていただいたというところ、丁寧に事業を進めていくことが大切であるとの認識が随所に示されております。

文科省が出したリーフレット、これが、よりこれからの学校と地域について、今回も参酌されていますけど、この中にこういう言葉があります。地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりという考え方。実はこれは本来社会に開かれた教育課程の、よりよい学校づくりを通して、よりよい社会をつくっていくという理念と繋がるものであるのですが、先ほど委員さんがおっしゃった通り、学校からすると、また何かしなければならぬのではないかと、言うふうについつい読み取られてしまいがちです。これ私も9月30日まで学校現場にいたのでよくわかります。そここのところを払拭できるようにと、13ページの制度の認知度のところで、すね、学校側のこんな活動をしたいという声と地域側のこんな形で協力できるという力をつなぎ合わせることで、相乗効果を生み出すことが期待されますという件は学校の現状をよく理解してくださっている茅ヶ崎市社会教育委員さんの皆様だからこそ、柔軟なメッセージであるとらえさせていただきました。

学校と地域がWin-Winの関係で協働し、よりよい社会を形成していくためのテキストとして重用させていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

特にその他のご意見等がなければ、日程第6、教委議案第18号、地域学校協働活動の推進についての答申については以上となりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、日程第6については以上となります。社会教育委員の皆様、大変ありがとうございました。

次に、日程第7、教委報告第11号、教育委員会市職員人事に関する専決処分についてを議題といたします。担当事務局説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 日程第7、教委報告第11号、教育委員会市職員人事に関する専決処分について、教育総務課長よりご説明いたします。議案書は43ページから44ページとなります。

本件は学務課の育児休業代替任期付職員として3月1日より1名任用したものとなります。説明は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第7、教委報告第11号、教育委員会市職員人事に関する専決処分についての報告を承認することでいかがでしょうか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは承認することといたします。

次に、日程第8、教委報告第12号、史跡下寺尾官衙遺跡群及び史跡下寺尾西方遺跡の追加指定に係る官報告示についてを議題といたします。担当事務局説明をお願いいたします。

社会教育課長。

○社会教育課長 日程第8、教委報告第12号、史跡下寺尾官衙遺跡群及び史跡下寺尾西方遺跡の追加指定に係る官報告示についてにつきまして、社会教育課長よりご説明いたします。

議案書は45ページから50ページまでになります。本件につきましては、令和7年6月及び8月の教育委員会定例会の審議を経て、国指定史跡、下寺尾官衙遺跡群及び史跡西方遺跡の追加指定について、文部科学大臣に対し意見具申を行いました。その後の経過について報告するものでございます。

令和7年12月19日に開催されました国の文化審議会文化財分科会の審議を経て、同審議会では史跡に追加指定するよう文部科学大臣に対し答申しました。

これを受け、令和8年2月17日付けで官報に告示され、国指定史跡しも下寺尾官衙遺跡群及び下寺尾西方遺跡にそれぞれ追加指定がなされたところでございます。

官報については46ページ、47ページに記載の通りでございます。説明は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。ご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にご意見等がなければ、日程第8、教委報告第12号、史跡下寺尾官衙遺跡群及び史跡下寺

尾西方遺跡の追加指定に係る官報告示についての報告を承認することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは承認することといたします。

ここで皆様にお諮りいたします。

これ以降の議題は市議会議案や人事等に関する案件でございますので、その性質上非公開といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、非公開といたします。傍聴の方はいらっしやいませんね。

午後 3 時 25 分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、次により署名します。

令和 8 年 3 月 19 日

教育長

委 員

委 員

委 員

委 員